平成２６年（フ）第８４０５号
東京都世田谷区下馬５丁目12―２―203
債務者　酒井　俊彦
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉原　隆平
4　破産債権の届出期間　平成26年10月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年１月16日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８５７２号
東京都練馬区東大泉６丁目16―41
債務者　岡村　伸子
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西　　岳郎
4　破産債権の届出期間　平成26年10月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年１月16日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第８７号
北海道苫小牧市日新町５丁目３番14号　大雪寮
債務者　佐藤　友昭
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第４３８号
宮城県多賀城市伝上山３丁目17番18号
債務者　関内　貴信
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第４７３号
宮城県塩竈市新富町３番２号　プロスパーマンションⅡ―203号
債務者　星　　善春
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第４９２号
仙台市青葉区錦ケ丘９丁目10番地の７
債務者　福岡　淑江
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１１号
福島県相馬郡新地町大字福田字山神11番地の１
債務者　菅野　愛子
1　決定年月日時　平成26年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２６年（フ）第２１９号
茨城県ひたちなか市富士ノ上９番32号
債務者　鯉沼　一喜
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２５１号
茨城県笠間市笠間2261番地10
債務者　成田　勇夫
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２５２号
茨城県笠間市笠間2261番地10
債務者　成田　紀子
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２５９号
茨城県水戸市千波町1488番地の１　フレグランス福沢Ｂ棟201号
債務者　福田　栄吉
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第５７号
群馬県みどり市笠懸町久宮648番地18
債務者　大貫美知子
1　決定年月日時　平成26年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第６０号
群馬県みどり市笠懸町久宮201番地18
債務者　阿部　　登
1　決定年月日時　平成26年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第６２号
群馬県桐生市新里町山上61番地
債務者　井田　幸男
1　決定年月日時　平成26年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第６５号
群馬県桐生市広沢町７丁目5041番地の１
債務者　川井　いね
1　決定年月日時　平成26年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第６６号
群馬県桐生市相生町３丁目573番地　市営１号棟４号
債務者　木村　成崇
1　決定年月日時　平成26年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第２３１号
石川県かほく市外日角１号３番地５
債務者　清水　晴美
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
金沢地方裁判所